



令和 6 年度

公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団 大学院貸与奨学生募集要項

令和 5 年 12 月 11 日

沖縄県国際交流・人材育成財団は、優れた学生に奨学金を貸与して、沖縄県の振興発展を担う人材の育成を目的としています。

本人及び保護者とも奨学制度の趣旨を理解し、修学について十分な熱意があり、将来、奨学金返還の義務等についても責任を持てる方のみ出願してください。

受付期間 令和 6 年 4 月 1 日（月）～令和 6 年 5 月 7 日（火）**※必着**
 問い合わせ先 公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団 奨学課
 〒901-2221 沖縄県宜野湾市伊佐 3-4-1 第 5 タテルマンビル 3 階
 電話(098)942-9213

1 応募資格

次の要件を満たす者としします。

- (1) 沖縄県内に住所を有する者の子弟（両親又はいずれかが沖縄県内に住民登録していること。）
- (2) 国内の大学院に在学している者。ただし、通信教育生、選科生、聴講生、科目等履修生、研究生、休学中の者、留年中の者、正当な理由なく標準修業年限を超過し在学する者を除く。
- (3) 学業、人物ともに優秀と認められる者
- (4) 独立行政法人日本学生支援機構、地方公共団体若しくは民間育成団体等から奨学金の貸与を受けていない者。

日本学生支援機構、その他団体等にも併願することは構いませんが、当財団奨学生の採用時点でいずれかを選択して頂くこととなります。（日本学生支援機構、その他団体等と併願はできますが、貸与奨学金の併用はできません。）給付型奨学金との併用は可能です。

※金融機関の教育ローンは併用になりません。

併願した場合の注意事項

【当財団を選択する場合】

他団体を辞退し、当財団と重複する期間の奨学金を返戻する必要があります。

辞退後に、辞退が確認できる証明書（採用取消願又は異動願の写し等）、重複期間の返戻が確認できる証明書（払込金受取書の写し）等の提出が必要です。

【当財団を辞退する場合】

当財団へ辞退届を提出し、振込済みの奨学金がある場合は一括返戻が必要です。

2 採用予定人数及び貸与月額

種別	採用予定人数	貸与月額
修士・博士前期課程 専門職学位課程	9 人程度	70,000 円
博士後期課程		100,000 円
博士医・歯・獣医学課程		100,000 円
一貫制博士課程		70,000 円（1～2 年次）
		100,000 円（3～5 年次）

注 1 選考により採用者を決定しますので、応募者全員が採用されるとは限りません。

注 2 予算の運用上、採用予定人数は増減することがあります。

注 3 採用された者のうち、成績が特に優秀な者については、（株）琉球銀行又は（株）沖縄銀行委託給与奨学生としても採用されることがあります。

3 奨学金の貸与

奨学金は**無利息**で貸与されます。

(1) 貸与期間

令和6年4月から在学する大学院の標準修業年限の終期までです。ただし、これまでに当財団から大学院の奨学金を借りたことのある者は、貸与期間が制限される場合があります。

また、毎年1回、学業（標準的に修得すべき単位を修得しているとともに学習の意欲があり確実に卒業できる見込みがあること）について審査し奨学金継続の可否を認定します（「適格認定」）。

審査の結果、学業成績が著しく低下した場合等は貸与を打ち切ることがあります。

(2) 貸与方法

令和6年度は下記のとおり奨学生本人名義の口座へ振り込みます。

奨学金対象月	振込予定日
令和6年4～9月分	令和6年7月25日
令和6年10～12月分	令和6年10月10日
令和7年1～3月分	令和7年1月10日

4 応募方法

(1) 「奨学生願書」の入手方法

直接受け取る方法	(公財) 沖縄県国際交流・人材育成財団 奨学課 [電話番号(098)942-9213]
ダウンロードで入手する方法	(公財) 沖縄県国際交流・人材育成財団ホームページ (http://www.oihf.or.jp/) から「奨学生願書」の様式をダウンロードすることができます。同ホームページの各種募集要項 奨学課 の欄から 大学院貸与奨学生募集要項 を選択して下さい。 なお、ダウンロード（印刷）がうまくできない場合は、直接受け取るか又は郵便で請求して下さい。
郵便で入手する方法	郵便で請求する場合は、(公財) 沖縄県国際交流・人材育成財団 奨学課あての封筒の表に「 大学院奨学生願書請求 」と 朱書 し、返信先（住所、氏名、電話番号）を明記のうえ、返信用の 120円分の切手 を同封して送って下さい。 なお、郵送に要する往復の日数を十分考慮して下さい。

(2) 受付期間

令和6年4月1日（月曜日）から令和6年5月7日（火曜日）までの午前8時30分から午後5時15分まで（必着）。土日・祝祭日は受け付けません。郵便の場合、レターパックで送ってください。

令和6年5月7日（火曜日）までに当財団へ応募書類が届かなかった場合、応募対象外となり、書類を返却します（応募時提出のレターパックを使用し返却します）。ただし郵便の場合は、レターパックで令和6年5月5日（日曜日）までの消印のあるものに限り受け付けます。

(3) 応募先

郵便で応募する場合はレターパックで送ってください。「品名」欄に「書類（大学院貸与奨学生応募）」と朱書してください。

(公財) 沖縄県国際交流・人材育成財団 奨学課 [〒901-2221 沖縄県宜野湾市伊佐 3-4-1 第5タテルマンビル 3階]

(4) 応募手続

次の書類を申込受付期間内に当財団まで提出して下さい。

なお、奨学生願書は**令和6年4月1日現在**の内容で記入し、各種証明書は**発行3ヶ月以内、個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの**とします。
コピー書類はA4サイズで提出して下さい。

①	大学院奨学生願書 (第1号様式)	<ul style="list-style-type: none"> ・写真(縦4.0cm×横3.0cm) ※写真の裏に名前記入 ・上半身無帽 ・応募前6ヶ月以内の撮影
②	令和6年4月以降発行 の在学証明書 (原本)	
③	成績を証明する書類(原本/開封無効)	<ul style="list-style-type: none"> ・最終卒業学校の成績証明書(卒業見込みは不可)
	1年生の場合	
	2年生以上の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度後期までの成績証明書
④	(家族構成を証する)住民票謄本(原本)	<ul style="list-style-type: none"> ・続柄の記載 ・本籍地の記載 ・世帯主の記載 ・マイナンバー省略 ・応募者本人と生計を一にする者のうち、住民票謄本に含まれていない者がいる場合(単身赴任、進学による別居等)、住民票謄本に含まれていない者(別居者)の住民票(続柄、本籍地及び世帯主の記載、マイナンバー省略)も併せて提出
⑤	応募者本人名義の預貯金通帳の写し (普通口座、総合口座のみの取扱)	<ul style="list-style-type: none"> ・取扱店は、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農協、漁協及びゆうちょ銀行・郵便局です。 ・金融機関名、支店名、支店番号、口座番号、口座名義(フリガナ)が確認できるようにして下さい。 ※ゆうちょ銀行の場合は、ゆうちょ窓口で通帳に振込用の口座番号等を記載してもらって下さい。 ※外国の銀行・ネットバンク・インターネット支店は取り扱いしません。
⑥	選考結果通知用の特定封筒「レターパックライト」	レターパックライト(370円) 1枚 ※宛名等何も記入せず提出して下さい。
⑦	その他、当財団が選考上必要とする書類	

5 学業成績に係る基準

学業成績等に係る基準は以下のとおりです。

申込者年次	学業成績に係る基準
1年生	最終卒業学校におけるGPA(平均成績)が3.0以上であること。
2年生以上	GPA(平均成績)が3.0以上であること ※基準となるGPAは「入学時から前年度(前学年)末までの累積」によって判定されます。
※学業成績が上記の基準を満たさない者については、GPAが2.7以上であれば、予算の範囲内で基準を満たす者として取り扱う場合があります。	

※GPAの計算方法については、学校により異なる場合があるため、当財団の定める方法で算出します。不明な点がある場合は事前に当財団へお問い合わせください。

6 選考及び選考結果の通知

奨学生の選考は、願書その他必要書類に基づき、学業等について選考委員会の審議を経て採否を決定します。

通知期日	方法
令和6年6月中旬	応募者全員（本人の現住所）に、採用の可否について文書で通知します。

7 採用後の流れ

採用された者には、「採用決定通知」、「誓約書・奨学金借用証書」と「奨学生のしおり」を送付します。

「誓約書・奨学金借用証書」は、奨学生本人、連帯保証人及び保証人の連名で作成し、当財団の定めた期限までに提出してください。期限までに提出がない場合は、奨学生として採用が取り消されますので注意してください。

なお、奨学金の貸与・返還の実施に関して調査や照会が必要な場合、「誓約書・奨学金借用証書」の提出により、本財団が在籍校、官公庁、金融機関等に当該調査等を行うこと、並びに、当該調査等をうけた団体が回答を行うことに同意したとみなします。

（応募の段階において保証人は必要ではありませんが、採用後は必要ですので、事前に見通しを立てておいてください。）

「誓約書・奨学金借用証書」記入の注意事項

	条件	提出必要書類
奨学生本人が未成年の場合 (令和6年4月1日現在)		・親権者を確認できる証明書
連帯保証人	・沖縄県内に住所を有する親族等を選んで下さい。	・印鑑登録証明書 ・住民票抄本（本籍地記載、マイナンバー省略）
保証人	・奨学生本人、連帯保証人と別生計を立てている父母以外の者で有職者（自営業含む） ・申込時の貸与終了予定月において65歳以下（注1）	・印鑑登録証明書 ・住民票抄本（本籍地記載、マイナンバー省略）

注1 2年制大学院の1年次（令和6年4月入学）で申し込む場合、令和8年3月末日に貸与終了予定となり、その時点で65歳以下の者。

※ 奨学生本人又は連帯保証人が応募時以降に住民登録を変更した場合は、その者の住民票抄本（本籍地記載、マイナンバー省略）の提出が必要です。

8 奨学金の返還

奨学金は学資として貸与するものであり、貸与終了後（卒業、辞退等）は必ず返還しなければなりません。

返還金は後輩の奨学資金として貸与する仕組みとなっており、返還が円滑に行われないと後輩の奨学金貸与に重大な支障を来すこととなります。

(1) 貸与終了の際の提出書類

貸与終了の際には、次の書類を提出してください。

- ①「住所・勤務先届」
- ②「預金口座振替依頼書」
- ③奨学生であった者、連帯保証人及び保証人の「住民票(本籍地記載、マイナンバー省略)」

(2) 返還するには

預貯金口座振替制度（都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農協、漁協及びゆうちょ銀行・郵便局の口座から自動引落）により、月賦で返還することになります。（※外国の銀行・ネットバンク・インターネット支店は取り扱いません。）

口座振替には別途、振替事務手数料が発生し、奨学金返還者の負担となります。
返還期間は12年以内です。

(3) 返還開始時期

奨学金の貸与が終了した月の翌月から起算して6か月経過後に開始します。

例) 3月貸与終了の場合、その年の10月返還開始

(4) 延滞金

奨学金の返還を怠ったときは、延滞金（滞納期間6か月を経過するごとに滞納額の2.5%）が課せられます。

(5) 返還に困ったとき

卒業後、進学したときや病気、災害、失職等の場合、願い出により一定期間返還が猶予されます。

死亡又は心身に障害があるため返還ができなくなったときは、相続人又は連帯保証人若しくは保証人に返還していただきますが、この方たちにも返還できない事情がある場合は、願い出により、状況に応じて返還未済額の全部又は一部の返還を免除されることがあります。

注 記載された個人情報、当財団の奨学金業務にのみ利用するものです。

なお、応募書類等は、返却しませんので、ご承知おきください。

この「奨学生募集要項」は令和5年12月現在で記載してありますが、公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団奨学金貸与規程等が変更された場合は、変更後の規程が適用されますのでご承知おきください。

〈参考〉

令和5年度大学院貸与奨学生選考結果
(定期及び追加採用)

応募者数 (人)	13
採用者数 (人)	12
採用率 (%)	92.3

貸与月額と返還例 (一般的な修業年限の課程で、1年のときから貸与を受け、満期終了後に返還する場合)

種別	貸与月額 円	貸与総額 円	返還総額 円	返還回数 回(年)	振替事務 手数料総額 円	振替請求 総額 円	振替請求 月額 円
大学院貸与 奨学金	修士・博士前期課程 専門職学位課程	70,000	1,680,000	144(12)		1,695,840	11,776
	博士後期課程	100,000	3,600,000	144(12)	15,840 円 (1回につき110円)	3,615,840	25,110
	博士医・歯・獣医学 課程	100,000	4,800,000	144(12)		4,815,840	33,443
	一貫制博士課程	70,000 100,000	5,280,000	144(12)		5,295,840	36,776

注1 奨学金の返還は口座振替の方法により月賦返還となります。

注2 当財団の奨学金は無利息ですが、口座振替1回につき発生する振替事務手数料110円(令和5年12月現在)は奨学金返還者の負担となるため、振替請求総額は貸与総額(=返還総額)に振替事務手数料総額を加算した金額になります。

注3 振替事務手数料は法定の消費税率及び金融機関手数料の変更に合わせて増減します。

注4 振替請求総額を返還回数で割り、端数が生じた場合は、最終割賦金で調整します。